

Title	資金配分機関の中長期目標における特定公募型研究開発業務の位置付けの変化に係る分析
Author(s)	井上, 悟志
Citation	年次学術大会講演要旨集, 38: 890-893
Issue Date	2023-10-28
Type	Conference Paper
Text version	publisher
URL	http://hdl.handle.net/10119/19228
Rights	本著作物は研究・イノベーション学会の許可のもとに掲載するものです。This material is posted here with permission of the Japan Society for Research Policy and Innovation Management.
Description	一般講演要旨

2 D 2 4

資金配分機関の中長期目標における特定公募型研究開発業務の位置付けの変化に係る分析

○井上悟志（東京理科大学経営学研究科技術経営専攻）
inoue. satoshi@rs. tus. ac. jp

1. はじめに

2018年12月に改正・成立した「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律」により、指定された独立行政法人は「資金配分機関」として特定公募型研究開発業務（以下、「特定業務」という）に要する費用に充てるための基金を設けることができるようになった。特定業務も他の業務と同様、所管省庁が示す各機関の中長期目標で明確に位置付けられるため、基金が造成されるたびに中長期目標は変更される。本稿では、近年ますます増加する特定業務について、新たな中長期目標期間を迎える際の中長期目標の新規設定に加え、期間内の改訂についても調査し、その位置付けの変化について分析する。

2. 先行研究

独立行政法人については、飯塚・稲継（2019）が指摘しているように、その組織制度、評価制度、財務及び会計制度など研究が蓄積されてきた。独立行政法人の一類型である国立研究開発法人についても、国立研究開発法人の類型化の経緯やその主務大臣からの自律性について原田（2020）が論じており、また西山（2021）は特定業務に焦点を当て中長期目標に偏らない研究開発評価の可能性を示唆している。しかしながら、科技イノベ活性化法に基づく基金（以下、「基金」という）を原資とする特定業務と中長期目標との関係を整理した研究は、法律改正により制度が導入されて4年間が経過する現在においても、井上（2021）が「織り込まれ度」の考え方を紹介して以降ほとんど増えていない状況にある。

3. 基金造成の制度的枠組

まず、基本的事項を簡単に振り返っておきたい。科技イノベ活性化法では、基金は特定業務の費用に充てるとされている。特定業務の定義は法律で定められている。

また、科技イノベ活性化法において「資金配分機関」と位置づけられ、制度上基金の造成を認められているのは、現時点で5つの独立行政法人のみである（表1）。このうち、JSPSを除く4つの国立研究開発法人はすべて基金を造成している。

なお、科技イノベ活性化法では、「個別法の定めるところにより、特定公募型研究開発業務に要する費用に充てるための基金を設けることができる」としている。これを受けて個別法では、「中長期目標において特定公募型研究開発業務として行うものに関する事項を定めた場合には、同項に規定

表1. 科技イノベ活性化法における資金配分機関

国立研究開発法人日本医療研究開発機構 (AMED)
国立研究開発法人科学技術振興機構 (JST)
独立行政法人日本学術振興会 (JSPS)
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構 (NARO)
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO)

（出所）筆者作成

する基金を設け、交付を受けた補助金をもってこれに充てるものとする」との趣旨の規定がある。すなわち、特定業務を行う上では、制度上、中長期目標に何らかの位置づけが必要となっている。

4. 基金事業の現状

基金の造成状況及び特定業務の詳細は、各省庁が毎年公表している基金シートから知ることができる。改正科技イノベ活性化法施行後新たな基金造成が相次ぎ、2023年8月時点で、5府省が所管する6つの基金（共管含む）により延べ13の事業が4つの資金配分機関で実施されていることが確認できる（表2）。金額については、2022年度見込みまで含めると、累計で約3兆円が補助金等交付されている（表3）。

表 2. 基金の造成状況と補助金等交付額の推移

(百万円)

省庁名	基金名	事業名	基金造成法人	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度 (見込み)	小計
内閣府	革新的研究開発推進基金	ワクチン・新規モダリティ研究開発事業	AMED				150,400	326	150,726
内閣府 文部科学省 厚生労働省 経済産業省	革新的研究開発推進基金	健康・医療分野におけるムーンショット型研究開発等事業	AMED		10,000	200	5,200	300	15,700
文部科学省	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型研究開発事業	JST	80,000	1,600	1,600	69,600	2,960	155,760
文部科学省	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術プログラム	JST				125,000		125,000
文部科学省	創発的研究推進基金	博士後期課程学生の処遇向上と研究環境確保	JST			17,360	34,720	3,336	55,416
文部科学省	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発のための世界トップレベル研究開発拠点の形成事業	AMED				51,500		51,500
厚生労働省	革新的研究開発推進基金	ワクチン開発推進事業	AMED			50,000	170	170	50,340
農林水産省	革新的研究開発推進基金	ムーンショット型農林水産研究開発事業	NARO		5,000	100	3,100	160	8,360
経済産業省	ムーンショット型研究開発基金	ムーンショット型研究開発事業	NEDO	20,000	400	400	4,400	480	25,680
経済産業省	ポスト5G情報通信システム 基盤強化研究開発基金	ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発事業	NEDO		110,000	90,000	110,003		310,003
経済産業省	グリーンイノベーション基金	グリーンイノベーション基金事業	NEDO			2,000,000			2,000,000
経済産業省	経済安全保障重要技術育成基金	経済安全保障重要技術プログラム	NEDO				125,000		125,000
経済産業省	革新的研究開発推進基金	創業ベンチャーエコシステム強化事業	AMED				50,000		50,000
		小計		100,000	127,000	2,159,660	729,093	7,732	3,123,485

(出所) 筆者作成

5. 中長期目標の改訂履歴

前述のとおり、資金配分機関が特定業務を実施する場合には、所管省庁が定める中長期目標に当該業務が必ず位置づけられることになる。中長期目標は5から7年間の中長期目標期間ごとに主務大臣が示すものであり、頻繁な改訂を前提としてもものではない。中長期目標の改訂には審議会での審議が必要となるため、行政的コストも小さくない。

こうした状況の下、資金配分機関の中長期目標変更履歴を整理した(図1)。あわせて予算成立日も併記した。特定業務は、補正予算で資金的に手当され追加されるケースが多く、近年の度重なる補正予算編成が中長期目標の頻繁な変更の要因となっている可能性が示唆される。

表 3. 資金配分機関別交付累計額

AMED	318,266 百万円
JST	336,176 百万円
NARO	8,360 百万円
NEDO	2,460,683 百万円
合計	3,123,485 百万円

(出所) 筆者作成

NEDO	JST	AMED	NARO	予算成立日
第4期中長期目標 2018年2月28日	第4期中長期目標 2017年2月28日			科技イノベ法改正 2019年1月17日
変更 2019年3月11日	変更 2019年3月1日			平成31年度予算 2019年3月27日 令和元年度補正予算 2020年1月30日
変更 2020年2月28日	変更 2020年2月28日	変更 2020年2月28日		令和2年度予算 2020年3月27日 令和2年度補正予算 2020年4月30日 令和2年度第2次補正予算 2020年6月12日 令和2年度第3次補正予算 2021年1月28日
変更 2021年2月26日	変更 2021年3月1日	第2期中長期目標 2020年2月28日	第5期中長期目標 2021年2月26日	令和3年度予算 2021年3月26日 令和3年度補正予算 2021年12月20日
変更 2021年7月30日		変更 2020年8月31日		令和4年度予算 2022年3月22日 令和4年度補正予算 2022年5月31日
変更 2022年3月7日	第5期中長期目標 2022年2月28日	変更 2022年2月28日		令和4年度第2次補正予算 2022年12月2日
変更 2022年8月9日		変更 2022年7月6日	変更 2022年7月25日	
変更 2023年2月16日	変更 2023年2月28日	変更 2023年2月28日		令和5年度予算 2023年3月28日
第5期中長期目標 2023年3月1日				

図 1. 資金配分機関の中長期目標変更履歴

(出所) 筆者作成

6. 「織り込まれ度」による分析

6.1. 「織り込まれ度」の定義の拡張

ここで、中長期目標における特定業務の位置づけについて「織り込まれ度」を用いて分析を試みる。

「織り込まれ度」は、井上（2021）で提案された指標で、中長期目標の中に特定業務がどの程度深く組み込まれているか、言い換えれば他の業務からの分離可能性を評価するものである。その定義の詳細は井上（2021）に譲るが、基金の数が限定的で特定業務の数も少ない段階では「織り込まれ度」の表現もまた単純であった（表4）。しかし、基金が新たに造成され、それに伴い特定業務の数も増えてくると、中長期目標における位置づけも複雑化した。そこで新たに、階層の深さに「0」を定義するとともに、ある階層で特定業務が独立記載されている場合には並列記載されている特定業務の数を α の後の括弧内に記述することとした。このように「織り込まれ度」の定義を拡張することによって、より複雑化した現状を正確に捉えることが可能となった。

表 4. 基金事業の中長期目標への「織り込まれ度」（2021年度）

AMED	2β (第1期)	→	$1-2\alpha$ (第2期)
JST	2α (第4期)		
NARO	1β (第4期)	→	2β (第5期)
NEDO	$2-3\alpha$ (第4期)	→	$(1-2\alpha)$

（出所）井上（2021）を元に筆者作成

6.2. 現状分析

図2に、資金配分機関の中長期目標において特定業務の位置づけがどのように推移してきたかについて、拡張した「織り込まれ度」を用いて分析した結果を示す。

NRAOは、この期間特定業務は追加されておらず、「織り込まれ度」に変化はない。

AMEDは、複数回にわたり中長期目標が変更され、特定業務が追加されている。「織り込まれ度」は、

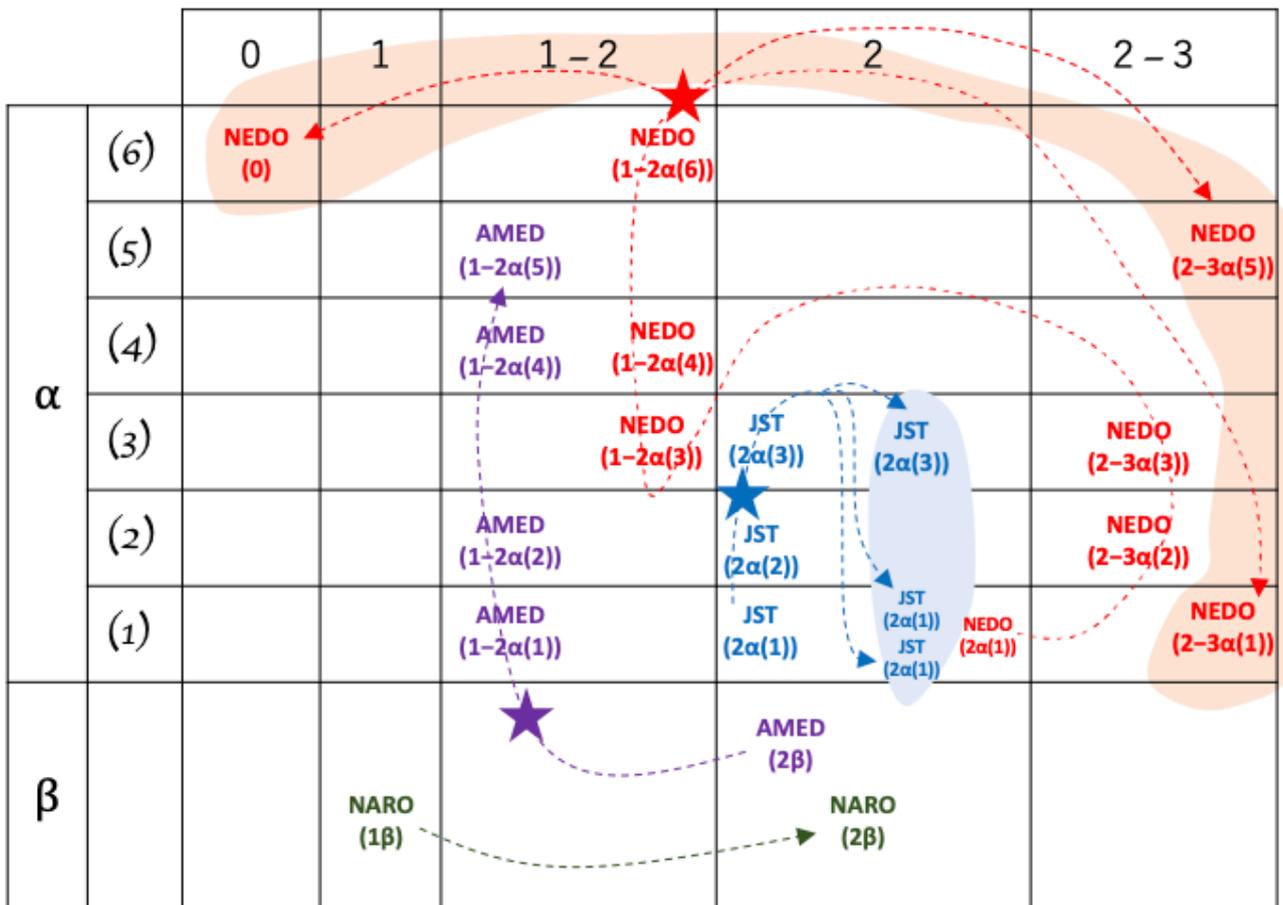


図 2. 資金配分機関の「織り込まれ度」推移

（出所）筆者作成

1-2 α (1)から1-2 α (5)へと順次変化しており、中長期目標における位置づけに構造的変化はないが特定業務がその都度並列に追加されていることを示している。

JSTは、2 α (1)から2 α (3)まではAMEDと同じ変化を示しているが、その後の中長期目標の変更では[2 α (3), 2 α (1), 2 α (1)]と3つに分かれていることがわかる。これは、同じ階層に単純に並列するのではなく、中長期目標の中の異なった位置に分散して配置するという構造変化を伴った特徴を持つ。

NEDOは、さらに複雑で、2 α (1)から一度深い階層へと移り(2-3 α (2)から2-3 α (3))、その後浅い階層で特定業務を追加した後に(1-2 α (3)から1-2 α (4)さらに1-2 α (6))、JSTと同じように中長期目標の異なった位置へ分散して配置された([0, 2-3 α (5), 2-3 α (1)])。特徴的なのは、「0」の階層すなわち特定業務以外の業務と同じ深さの階層よりもさらに上位の浅い階層を割り当てている点である。本来、中長期期間と周期の合わない特定業務については、中長期目標の中でも特別な扱いをしないと整合性が取れなくなるのではないかと懸念に対応したものである可能性が示唆される。

なお、図中の星印は、中長期期間を跨ぐポイントを表している。構造変化を伴うNEDOの分散配置は、中長期期間が切り替わるタイミングで実施されている点に注目すべきであろう。

7. まとめ

本稿では、拡張した「織り込まれ度」を用いて、資金配分機関の中長期目標における特定業務の位置づけの推移について分析した。補正予算等により資金が手当てされ特定業務が追加されるたびに中長期目標は変更されたが、資金配分機関によってその構造が異なることがわかった。AMEDでは特定業務は中長期目標の同じ階層に並列に追加されていく傾向がある一方で、JSTやNEDOはより複雑に構造自体を変化させながら中長期目標の中に分散されて位置づけられていく傾向にあることがわかった。

今後は、中長期目標期間内の変更が常態化する中、資金配分機関にとっては本来より本質的な変更であるべき中長期目標機関が改まることとの関係を考察していくことが必要であろう。

参考文献

- [1] 飯塚俊太郎、稲継裕昭(2019)「独立行政法人の運営状況 -サーベイによる実態調査-」『会計検査研究』59: 69-83
- [2] 井上悟志(2021)「科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律に基づく基金の設置状況と中長期目標における位置づけについて」『研究・イノベーション学会第36回年次学術大会講演要旨集』36: 820-823
- [3] 西山慶司(2021)「独立行政法人制度における目標管理と評価—国立研究開発法人の観点から—」『日本評価研究』21(1): 41-54
- [4] 原田久(2020)「国立研究開発法人の自律性」『立教法学』103: 107-127

ホームページ(最終閲覧日2023年8月15日)

- [1] 国立研究開発法人日本医療研究開発機構中長期目標(第2期)(https://www8.cao.go.jp/iryuu/pdf/2amed_goal_230228.pdf)
- [2] 国立研究開発法人科学技術振興機構が達成すべき業務運営に関する目標(中長期目標)(https://www.jst.go.jp/pr/intro/5th_period/5th_target.pdf)
- [3] 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構中長期目標(https://www.affrc.maff.go.jp/docs/chuki/pdf/mokuhyo5_naro.pdf)
- [4] 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第5期中長期目標(<https://www.nedo.go.jp/content/100959279.pdf>)
- [5] 内閣官房行政改革推進本部事務局「令和4年度 各府省の基金シート」(<https://www.gyokaku.go.jp/review/kikin/index.html>)